

第2回福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会への回答票  
(神奈川区福祉保健活動拠点)

回答法人：神奈川区社会福祉協議会

1	質問	これまで福祉の取り組みや区社協のネットワークに関わりの少なかった団体等への連携の輪を広げると書かれていますが(申請関係書類 事業計画書(様式2) 16頁)、具体的にどのような分野にどのようなアプローチをしますか。その際、活動拠点としてどのような役割を果たしていくと考えますか。
	法人回答	<p>1つには、障がい分野において、放課後等デイサービス事業所の連絡会等、これまで本会と直接的な関わりが少なかった既存のネットワークへの連携を強化していきます。連携により、身近な障害事業者も含めて地域への障がい理解啓発事業等を展開します。</p> <p>また、企業の地域貢献活動を地域福祉活動へ繋げるため、単に協賛金を募るだけではなく、企業で働く方々を対象として、人的協力も含めた活動を促進します。これらの実施については、連携等活動の場を拠点で行うほか、福祉啓発講座(認知症サポーター養成講座等)の実施や、ボランティア活動への提案・参加を促進するなど、福祉保健活動拠点を活用し取り組みます。</p>

2	質問	今後もウイルスへの対応が必要になってくると予想されます。新型コロナウイルスの対応策や計画として考えていらっしゃるがあればお伺いしたいと思います。
	法人回答	<p>原則として、横浜市及び神奈川区から示される基本方針に基づき、対応します。実際には、「3密」を回避するため、拠点利用定員を縮小し、印刷機の使用については予約制としています。あわせて、利用者へはマスクの着用、手洗い・手指消毒、窓を開けての換気など、必要な感染対策の徹底を依頼しており、各部屋等にその内容のポスターを掲示しています。</p> <p>拠点の入口には手指消毒用の消毒液を設置しています。拠点利用後の消毒と換気は事務局が行い、感染拡大防止に努めています。</p>